

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百二十五号福生市議会の議員の昭和五十六年十二月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、その提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、現在でございます福生市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第五條第二項の規定に基づきまして支給割合を別に条例で定めるといふように規定されておりますので、御提案を申し上げるわけでございます。

第一條は、ただいま申し上げました理由におきまして一応この条例を定めるといふことを目的とするものでございます。

第二條におきまして支給割合を、期末手当の支給割合は百分の二百三十五とするというように規定をいたしましたものでございます。

まことに雑駁な説明でございますけれども、慎重御審議を賜りまし

て、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十五号

は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

追加日程第三議案第百二十六号福生市の一般職員の昭和五十六年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百二十六号 福生市の一般職員の昭和五十六年十二月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、その提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本案も、前議案第百二十五号と同様、十二月期の期末手当の支給割合を定めようとするものでございまして、第一条の規定のとおり、現在の福生市一般職員の給与に関する条例第十一條の二第二項の規定で支給割合を別に条例で定めるといふように規定されておりますので、御提案申し上げたわけでございます。

第二条に規定いたしておりますように、期末手当の支給割合は百分の二百二十五と定めようとするものでございます。

なお、現在の条例の規定におきまして、別に勤勉手当百分の六十を加えまして、職員に対します十二月期の期末勤勉手当の支給割合は百分の二百九十五に相なります。

以上、まことに雑駁でございますけれども、議案第百二十六号の提案説明、その内容につきましての説明にかえさせていただきます。

よろしくどうぞ慎重御審議をいただきますと、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

○九番(小野沢 久君) 期末勤勉手当を含めて二九五ということでございますので、これの平均支給額、それと平均年齢に対する平均支給額、それから対象の総人数をお願いいたします。

○総務部長(浅見裕康君) ただ、ま御質問の中で、一部まだ調査しておりますけれども、申しわけございませんけれども、若干時間をちようだいいたしたく思います。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分 休憩

午前十一時四十四分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長(浅見裕康君) 時間を浪費いたしましたので、まことに申しわけありません。

それではお答え申し上げます。

平均年齢が三十五・九歳でございます。平均支給額が六十七万七千円でございます。支給対象人員が特別職を含めまして四百三十八人でございます。(了解と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本会案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二百二十六

号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第一議案第四百四号福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 議案第四百四号福生市組織条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正理由としては、昭和五十三年に部制施行時に機構の改正を行い、以来行政を進め現在に至っておりますが、御承知のとおり、年々行政形態も複雑多岐にわたります。また、社会情勢におきまして、も変動を余儀なくされておるような状態でございます。そこで当市としても今後のこれらの行政需要と社会状況に対応すべき行政機構を考慮し、組織の改正を行おうとするものでございます。

現在、組織条例は、御案内のとおり組織は五部制となっております。それだけの部の主要事務が明記されておりますが、今回の組織の改正に伴

い、第二条中におきまして、企画財政部に新たに市史編さんに関する事務を追加し、また、同条の建設部の事務分掌にも新たに施設に関する事務を追加するため、「建築」となっておりますものを追加いたしまして「建築及び施設に関すること」に改めようとするものでございます。

附則 いたしましたは、この条例は、五十七年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、はなはだ難駁でございますが、慎重御審議の上、原案のとおり御可決くださりますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

議長（末次性男君）
以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に對する質疑を行います。

○二十番（指田保雄君） 先ほどのときに全協でお伺いしたのですが、私、総務
委員会でございせんので、ゆくり委員会で審議できませんので、お聞かせ願
いたいと思いますが、いままで、管理、運営を教育委員会で行い、また、指導
という面からも市民に体育館が親しまれてきたわけです。それを今度は施
設課の全部、管理、運営にめづいた社会教育施設を移してしまふ。使用

の許可までも移してしまふといふことになりまふと、市民はいままで体育館で指導する顔と顔を突う合わせながらスミーズにきううた事務が行われてきたのが、今度は全然顔も知らない人に申し込み等しなければならなくなる。

また、体育館は土曜日の午後でも日曜日でも必ず職員がいたわけです。そういった点でも市民サービスの面から非常に今度の施設課というところに管理、運営を全部持つてもらうとマイナスになるのじゃないか。

私も一般質問において行政機構の見直しをしまいたいということも言いました。が、市民サービスに対して、マイナマになるような組織をつくれとは私は言うておりません。やはり、市民あつての市役所でありまして、サービスを行う場合にはやはり市民に喜ばれるサービスを提供していくのが役所じゃないかと。今回のこの議案を見ますと、それが何か逆行するように思えるわけですが、その点、どのように考えているか見解をお聞かせ願いたいと思います。

○企画財政部長（生子国利君）　御質問にお答え申し上げます。御質問に「御質問」に「お答え申し上げます」とあります。確かにいまの御懸念もあると思いますが、現在、私どもも内容的には十分そう言った点について配慮して、そういう市民サービスに欠陥を来さないうように

うに十分配慮していきたいというふうに考えております。

○二十番(指田保雄君)

十分配慮したいということですが、それが納得できなければいいわけなのですけれども、これがやはり組織検討委員会を検討されたことで、すから、私は結構だと思ふのですけれども、やはり内部の人間だけでこういったことを検討したということもひとつ問題はあるのじゃないかと思ひます。

やはり、市民に対する内部の——内部の単純事務だけの問題だったから、これは内部の人間だけで検討委員会をつくらせてやつても結構だと思ひますけれども、やはり、対市民に関する事務に對して、そこに内部の人だけでやつてしまふというのは非常にやはりこれは問題があると思ふのです。やはり、オンライン制度とか、そういうところもありまして、やはり、市民サービスに關しては市民の代表、そういう人々の意見も聞いてやつていくべきだと思ひます。

市民に迷惑をかけないようにがんばると言つたつて、ただそれだけじゃ保証はないわけです。その点、どうですか。

○企画財政部長(金子国利君)

お答え申し上げます。

いずれにしても、確かに御指摘の点についてはわかるわけですが、外部という点もござりますけれども、一応、教育委員会等の専門の中からも委員が出ておりまして、それらにつきましては外部要素も十分意見として出されておるわけです。そういう点から考えましても、一応、今回市役所におきまして受付をするという点については距離的にはわりと中心的になる問題もあると思ふのですが、いずれにしても、夜間等あるいは土曜日の午後、そういうものにつきましては体育館でいまでも確かに受付等便宜上やつたわけですが、この組織を充実すると多少の御不便はあると思ひますけれども、それうがないうような努力はしていきたい。

土曜、日曜につきましても受付がいますのでおりできるよう配慮をしていきたいというふうに考えております。

○二十番(指田保雄君)

三回目ですから最後にしますけれども、教育委員会

の代表も出ていたというけれども、それは間違いだと思ふんです。それは各部から先ほど代表が出ていたというお話なのです。それから教育委員会は少数ですから、みんなでござうだと言えはこれは押し切られやうに決まらう人であつて、教育

社見 下見  

ロビーで ハイビジョンのPR

7/13 PM

10 市制

本番 おでーグース

ワゴン本を1台

9:00 ~ 10:00

「110」

台本 マスカリ

委員会の代表も出たからそれではいいのだということは、私はそれは間違いだと思ひます。

いずれにしても、これでは市民に不便がわかるということばかり考えられますので、この辺十分に注意していつていただきたいと思います。

また、三年をめぐりに変更というような方針も示されたが、だめだったから三年といわず、一カ月で変えてもらいたいと思ひます。

以上で終わります。

○二十二番(貫井喜代次君) この組織条例の一部を改正する条例、これは先ほど東全協でも検討委員会でも長期にあたって検討してきたという条例の一部改正であるという説明でございましたけれども、現在のこの社会情勢から考え、いつか意見的なものにならうかと思ひますけれども、私は申し上げておきたいと思ひます。

実は、きのうも、ここに全国の市議会旬報というものが三枚ありますけれども、これのうちの二枚にもこうしたことに関連した職員問題、人件費問題がうたわれております。これは埼玉県と初の新潟県、そういうような所

で長期にあたってこの人件費削減の問題に当たつておるようでございます。

組織のこの細分化は、説明では職員増はしないということでしたが、けれども、即職員の増につなげるものと私は思ひますが、現在、増でなくても、これが細分化したために来年なり再来年なり必ずや職員増を来すということじゃなからうかと思ひます。そこで、できる限りこの細分化は現況の社会情勢、いろいろ、行革でも言われておるように避けべきが現況ではなからうかと考えらるるものです。

御承知のように、現在、国も都も、また、各自治体においても一様にこの人件費の削減に努力している。このことはむとりに公務員関係ばかりでなく、民間企業においても、それ以上に真剣に取り組んでいるのが現況だと私は思ひますが、しかし、この条例の一部改正するとした理由はそれなりにあつたことと存じます。当初申し上げたように長期にあつて検討してきたもので、

そこで、この改正によつてどのような、先ほど指田議員からも市民のサービスと云うことがありましたが、メリット、効果があることによつてこういうふうな改正をするのか。提す理由によりますと、効率的な運用を図るのだとしてで

でございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在は合理化あるいは逆に縮小になっている中での組織の拡大、細分化であると考えらるもので伺うわけでありますが、いかにして組織の一部改正によって市民サービスが向上するかであろうと私は思います。単に職員の事務取り扱い上、あるいは細分化したいとしたら、市民なき市役所であり職員であると言わざるを得ないと思います。

いずれにしても、本件については担当委員会に付託され専門的にこれが改正によつての市民サービス、効果というふうなものにも慎重に審議されることでありましょうから、その審議の結果がまた委員長報告で報告されることであろうと思っておりますので、本日は、こういうふうなことで、お波々心ながら、この効果はどうか、メリットはどうかというものの報告を聞きたいということで、回答は要りません。当初申し上げたように、意見的なことを申し上げるというふうなことを申し上げておきましたけれども、そういうふうな面で、ひとつよろしく担当委員会での御審議を期待するものでございます。

○十一番(原敏子君) 一つだけ聞かせてください。

先ほどの全協の中でもありましたけれども、市民部の中の衛生課、私が昨日の一般質問の中でも健康管理係の増員というところで質問したわけですが、この衛生課について検討された中で他市との比較だとか、何が、そういう意見があったのじゃないかと思ふんですけれども、あったか、ないか、そういうことと、比較されたのか、どうなのか。そのころの考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○企画財政部長(王子国利君) お答え申し上げます。

昨日の原議員さんからの御質問にも確かに健康センターの問題が出たわけですが、いま、回答いたしましたような次第でございますが、内容的に審査直はその組織の検討の際においては、現在のセンターそのものが当初の考え方から逐一飛躍はしておりますけれども、設置直したときの経過というものから考えまして、今後、これからはやはり市民の健康というものについては配慮していかねければならないわけですが、他市との関係につきましては余り評価はしておりません。しかし、内部的にこの衛生課の健康センターというものの存在というものも十分検討されたわけですが、いまの陣容あるいは財政上の問

題からしてみても、いましばらくの間内部の職員で、いまの現況でもこれくらいを進めていくと。しかし、外部的要素が生じた場合においては、やはり、それ相応にそれを措置していくという考え方は持つておりますし、ということは老人健康法とか、あるいは、それらの別な角度からの必要性があればまた考へる。これら人員の問題によって措置できるものと、それから機構を構へ変えなければならぬ場合もあると思うのですが、いまの現在においては機構を変えないでそのまゝいけると。しかし、そういうた外部的要素があれば陣容を持つて措置するのだというふうな考え方は当然尊重するといふふうな考え方でございます。

○十一番(原敏子君) それでは、いまの話はわかりましたが、それで、この組織検討委員会の中で、これは市民部の衛生課だけじゃないでしょうか、そのあちやう部や課に対していろいろ検討がされたと思うのですけれども、その検討の、言うてみればまたというとき長くなりすぎますが、それぞれの検討をする上で基本的なものがあるはずですね。いま貴井さんも言われましたけれども、そういうものはどこに観点を置かれて今度の組織の改定をま

れたのか、それをお聞かせください。

○企画財政部長(生子国利君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

基本的な考え方として、委員会のみず目的から、これはもちろん先ほど再三申し上げておりますとおり、一応効率的な行政運営を図るために見直しをするということが基本的になっております。

それから検討範囲については部だとか課だとかというものを全部一切を見直しをしていくのだと。それから、目的としては、過去、これからの三年間を見通して、想定して組織の内容を決めるといふふうなことでございます。

それから、人員については定数条例は変えないで、現在の職員の定数条例の範囲内でそれをとどめるといふことを基本に、十三回にわたって委員会十九名の委員を持つて行つてきたわけでございます。

その結果が、ただいま御説明申し上げた内容になっております。基本的には五十三年度以降の見直しといふことを基本に考へたわけでございます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第二百四号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二百四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分 休憩

午後一時 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二議案第二百五号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 議案第二百五号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案第二百四号で申し上げましたとおり、趣旨に基づき組織の改正に伴う本条例の改正であります。これは組織改正により福祉行政の充実に図るため、福祉事務所の所掌事務を分け、厚生課を設置することによりまして、いままです市長部局の職員の定数中に福祉事務所の定数を定めておいた文となっております。今回、法解釈上、上級官庁に問い合わせた結果、福祉事務所の員数は明記しなくてもよいとの見解がありまして、今後、福祉事務所の定数を流動的に配置できるように改めるものでございます。